

## 第30回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年10月22日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第3号 非農地証明願出について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地の賃貸借権解約について  
(3) 非農地証明願出について  
(4) 現状変更届出について
5. 出席委員(16人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一      2番 大内 繁徳      3番 入間川 康弘  
            4番 佐竹 智弘      5番 大久保 昭子      6番 高橋 千里  
            7番 武田 とも子      8番 吉田 芳信      9番 相澤 喜美  
            10番 松浦 岩男      11番 阿部 悦雄      12番 入間川 昭一  
            13番 松浦 朋子      14番 引地 長一  
推進委員 遠藤 勝典、
6. 事務局出席職員  
事務局長 小畑 信一      局長補佐 平井 啓嗣      主幹 佐藤 理恵
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第30回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第30回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員1名 計16名出席です。  
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 武田 とも子 委員 8番 吉田 芳信 委員

#### ◎会議の概要

##### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

第4班代表委員の入間川康弘です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年10月22日提出。

番号1、愛島笠島字上平98番1、99番1、地目は登記田、現況畑、登記面積9

8番1が472㎡、99番1が348㎡、計820㎡、転用目的は駐車場、貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定期間10年賃料月80,000円、店舗用駐車場用地です。

位置図、公図については、議案書の2ページ、担任委員会資料は1ページから2ページです。

場所は、県道あずま街道と愛島台に登る交差点のところですが、借り受けするところと現在使用しているところは、地盤沈下しているので整備するとのことでした。雨水については、道路側溝に放流することになっています。担任委員会資料を見ますと、駐車場は舗装し南側は法面を作り20cm位高くして、雨水の流失を防ぐという事でした。

続きまして、番号2、小塚原字西中塚332番2、地目は登記現況共畑、登記面積は289㎡、転用目的は駐車場、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買1㎡あたり5,190円、従業員、来客用駐車場10台です。

位置図、公図については、議案書の3ページ、担任委員会資料は3ページから4ページです。場所は、6月の総会で農業振興区域の変更を行ったところです。農業用資材等の販売拡張のため購入したいという事です。担任委員会資料では、境界に防草シートを敷いて土砂の流失を防ぐという事でしたが、既に敷いてありました。雨水は自然浸透とし、敷地は砂利敷きになります。

続きまして、番号3、高館吉田字南土手下16番1、地目は登記現況共に田、登記面積1,699㎡、転用目的は資材置場、貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定許可日より6ヵ月、賃料月額34,000円、資材等置場、大型車両、大型重機駐車場で使用するものです。

位置図、公図については、議案書の4ページ、担任委員会資料は5ページから6ページです。

場所は、下堀工事のための資材置き場として借り受けたいという事です。雨水排水については、下堀排水路に排水する。近隣に被害が及ばないように配慮するという事でした。

議案第1号1番から3番までにつきましては、10月20日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、貸付人と借受人から委任を受けた行政書士から、2番は譲受人である法人から委任を受けた法人の顧問から、3番は借受人である法人から委任を受けた法人の社員から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用

許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第1号1番から3番につきまして、10月20日に担任委員会の現地調査に同行したところ、1番は営業している飲食店の駐車場が、隣接する県道より低いため、大雨が降ると雨水が流入し駐車場として使用できなくなることから、駐車スペースを確保するため、隣接する畑を駐車場として転用するものであります。隣接する農地に雨水など流出することが無いよう管理を徹底していただくよう指導いたしました。

2番は、農業用資材の販売を行っている店舗の駐車場を拡張するもので、隣接水路に土砂が流出しないよう指導いたしました。

3番につきましては、宮城県が発注した高館地区下堀排水路工事で資材置場、車両の駐車場として一時転用するものです。工事完了後には原状回復を徹底するよう指導いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 14番（引地長一委員）

2番について、売買なのですがこの農地は現在298㎡で何も使わないでおいたのか、何か作物等植えていたのか確認します。

○ 議長（大友正一会長）

現状について、今どのようになっているのかという事です。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

現地は、草は生えていましたが何も作付けはしていませんでした。

○ 14番（引地長一委員）

現地は、何も立っていませんでしたか。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

資材とかもありませんでした。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問ございませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

3番の工事につきましては、先日改良区におきまして環境配慮検討委員会が開催されました。この工事は来年の3月26日で完成の工事の場所で重機を置くことでこの

田を借りるという事で、仙台地方振興事務所管理の下ですからこの工事は、継続工事で問題ないかと思えます。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

### 《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川康弘委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年10月22日提出。

番号1、下余田字中荷254番外32筆、田22筆、畑11筆、地目は登記現況共に田及び畑です。登記面積は、合計27,567㎡、権利種別は、使用貸借権設定。貸付人、借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積は275a、世帯員3人・労力人は2人、使用貸借権設定、期間10年後継者へ使用貸借です。

議案第2号1番につきましては、10月20日の担任委員会で、申請書類を審査したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第2号1番につきましては、10月20日に担任委員会で、申請書類を確認したところ、農業後継者への使用貸借であり、許可については適当であると考えます。以上です。

- 議長（大友正一会長）  
ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。これについて、ご質問ございませんか。
- 議長（大友正一会長）  
質問ございませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大友正一会長）  
「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）  
挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 非農地証明願出について》

- 議長（大友正一会長）  
議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。  
それでは、入間川康弘代表委員よりご説明をお願いします。
- 4班代表委員（入間川康弘委員）  
議案第3号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求める。令和2年10月22日提出。  
番号1、下増田字北原東455番1、地目は登記田、現況雑種地です。登記面積は、878㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団移転促進事業として名取市で買収したもので、今後農地として使用することが困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。  
番号2、愛島北目字大沢2番48、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、390㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。次の番号3、番号4も同様な内容ですので続けます。番号3、愛島北目字大沢2番49、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、370㎡、番号4、愛島北目字大沢2番40外2筆、地目は登記畑、現況雑種地、山林です。登記面積は、2番40が148㎡、外2筆が1,354㎡、合計1,502㎡です。現地は、採石場計画地内残置山林として数十年前から山林の様相を呈しており、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

議案第3号1番から4番につきましては、10月20日の担任委員会で現地調査を行い、1番については願出人である名取市の担当職員から、2番、3番につきましては願出人から委任を受けた土地家屋調査士から、4番は願出人本人から現地にて実情を聴取したところ、非農地であることを確認したので、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の遠藤勝典委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

議案第3号につきましては、10月20日の担任委員会に同行し、願出人の代理人及び本人立会いのもと現地を確認し、実情をお伺いいたしました。

1番は名取市が防災集団移転事業で買い取りをした農地で、今後農地としては使用することはなく、復興事業で代替地として提供するために非農地証明の交付願いがあったものです。

2番から4番につきましては、以前は桑などを栽培し畑とておりましたが、栽培を行わなくなったことから山林化が進み、畑として耕作することが困難な状況となっていることから、非農地証明書を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

#### 《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の7ページをお開きください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和2年8月11日、同じく10月9日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年10月22日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規22件 35,947㎡、更新はありません。合計22件 35,947㎡。

2 利用権を設定する土地

田26筆 18,436㎡、畑16筆 17,511㎡、合計42筆35,947㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定7件、所有権移転15件。

② 賃借権の存続期間。5年7件。

③ 賃借10a当り。5,000円3件、7,000円4件。

④ 所有権移転の売買総額。81,900円1件、284,050円1件、712,400円1件、725,400円1件、881,400円1件、911,300円1件、969,150円1件、1,207,050円1件、1,245,400円、2件、1,249,300円1件、1,254,500円3件、3,181,750円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃借人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年10月30日予定。

5 詳細につきましては、10月9日調整につきましては議案書8ページ、8月11日調整分につきましては議案書9ページから10ページのとおりです。なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）



挙手全員でありますので、議案第4号については原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

《報告事項（4）現状変更届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地の賃貸借権解約について」、報告事項（3）「非農地証明願出について」、報告事項（4）「現状変更届出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありますか。

○ 8番（吉田芳信委員）

報告事項の（3）の非農地証明について、番号2、3、4は証明を発行してからあまりにも最近のことではないか。

○ 事務局（佐藤主幹）

今回の非農地証明願いをまとめて手続きしようと考えていたのですが紛失したそうです。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（4）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

〔11月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

〔農業委員・推進委員の募集について〕

○ 14番（引地長一職務代理）

〔今回のカメムシ被害の状況について〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第30回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

**【閉 会】**

午後3時、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

**【修 礼】**

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年11月26日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 7番 \_\_\_\_\_

署名委員 8番 \_\_\_\_\_